

平成27(2015)年度

## 東洋大学 自己点検・評価

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、

- S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。
- A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
- B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
- C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

部門名 : 法学研究科 私法学専攻

(1)理念・目的

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1 研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	「研究科委員会規程」	各専攻、課程において、「人材養成に関する目的及び教育研究上の目的」を、「研究科委員会規程」に適切に定めている。	A	※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各研究科・専攻の現状には大きな問題がないと判断したため、第3期認証評価の評価項目の決定までは、毎年の自己点検・評価は実施しないこととした(平成27年7月10日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。	
		2 研究科、各専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。					
		3 研究科、各専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。					
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4 研究科、各専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。					
	個性化への対応	5 研究科、各専攻の目的の中に、当該研究科、専攻の個性・特色を打ち出しているか。					
2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6 教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	「大学院要覧」 ・ホームページ	各専攻、課程において、「人材養成に関する目的及び教育研究上の目的」を、「大学院要覧」及びホームページにて公表している。	A		
		7 研究科、各専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。					
	社会への公表方法	8 受験生を含む社会一般が、研究科、専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		9 研究科、各専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	ワーキング・グループ議事録 ・委員会議事録	研究科長及び研究科長に指名された研究科委員により構成されるワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という。)において、公法専攻については、租税法科目増設等を中心として、休講科目の見直し等についても検討を行っている。また、ワーキンググループでの議論についてはある程度議論がまとまった段階で、研究科委員会に報告を行った後、適宜必要に応じて研究科委員会が審議を行っている。	A		
	新	理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織・権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。					

(3)教員・教員組織

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善策	改善時期
1)大学として求める教員像および教員組織の編成方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	14 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	・「大学院教員資格審査規程」	全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。	※1と同様		
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	15 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	・なし	研究科内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。			
	教員構成の明確化	16 教員組織の編成方針を明確に定めているか。	・なし	現時点で編成方針について検討できていない。	C		
2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編成方針に沿った教員組織の整備	※17 大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。	・私法学専攻設置申請書 ・大学院設置基準・大学院要覧	私法学専攻では、大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しており。私法学専攻に所属の委員はすべて教授である。ただし、教員組織の編成方針についてはまだ検討していない。	A		
		※18 研究指導教員の2/3は教授となっているか。【研究科、専攻】					
		19 教員組織の編成方針に則って教員組織が編成されているか。					
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	20 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	・なし	専任・非常勤を問わず、研究科委員会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。	※1と同様		
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置(院・専院)	21 研究科の科目担当および研究指導担当の資格が明確化されているか。	・「大学院教員資格審査規程」	全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。			
3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	22 教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	・なし	原則は基礎となる学部所属となるため、採用・昇格に関しては、研究科独自では実施していない。			
	規程等に合った適切な教員人事	23 教員の採用・昇格に際し、規程等に定められたルールが適切に守られているか。					
4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	24 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料	新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、「教員活動評価」制度の導入を進めており、平成27年度については2回目のトライアル実施を行う予定である。			
	教員の教育研究活動等の評価の実施	25 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。					
		新 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・なし	現時点で、教員組織の編成方針について検討していない。	C	ワーキンググループにおいて、教員編成方針について検討する。	平成28年度中。

#### (4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	26 教育目標を明示しているか。	・「研究科委員会規程」	各専攻、課程において、「人材養成に関する目的及び教育研究上の目的」を、「研究科委員会規程」に適切に定めている。	/	※1と同様	
	教育目標と学位授与方針との整合性	※27 ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各専攻、課程において、ディプロマ・ポリシーを定めている。			
		28 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・大学院要覧 ・シラバス ・ディプロマポリシー	両者は整合しているし、ディプロマポリシーに修得すべき学習目標は明示されている。			
		修得すべき学習成果の明示	29 ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。				
2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※30 カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各専攻、課程において、カリキュラム・ポリシーを定めている。	/	※1と同様	
		31 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・大学院要覧	両者は整合しているし、ディプロマポリシーに修得すべき学習目標は明示されている。科目区分、選択・必修の別、単位数の設定も行われている。			
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	32 カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。					
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	周知方法及び有効性	33 教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしておき、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「大学院要覧」 ・ホームページ	「大学院要覧」及びホームページにて公表している。	/	※1と同様	
	社会への公表方法	34 受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか	新	35 教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。	・ワーキング・グループ議事録 ・委員会議事録	私法専攻の問題に限定せずに研究科全体の問題として、研究科長等研究科執行部を含むワーキング・グループで、適宜問題点の検証を行っている。また、ワーキング・グループでの検討内容については、適宜、研究科委員会において報告が行われており、さらに必要に応じて委員会で審議を行っており、その意味で、責任主体等を明確にしたうえで、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげている。	A		
		教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。					

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期
1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか	必要な授業科目の開設状況	36 教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	・大学院要覧 ・時間割	主要な授業科目は開講されているし、休講継続科目の廃止の如何等についても毎年検討している。また、指導場所、時間等が明示された上で、講義科目及び研究指導が適正に配置されている。	A		
	順次性のある授業科目の体系的配置	37 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。					
	コースワークとリサーチワークのバランス(院)	39 講義科目および研究指導が、教育課程の中に適正に位置づけられ、指導場所、時間等が明らかにされているか。					
		38 カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。					
2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか	専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	40 専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。	・大学院要覧 ・時間割 ・シラバス ・WG議事録 ・委員会議事録	私法学専攻では、学生の期待に応えるため、社会保障法など近時注目されている社会問題を専門とする科目の開設や高度職業人の要請に関するコースを検討している。また、それに応じて、科目配置に関しては、WGで検討を重ね、教員の配置を公法学専攻から私法専攻に変更するなどして、適切な指導ができるようにしている。	A		
	新	教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・ワーキング・グループ議事録	研究科長等研究科執行部を含むワーキンググループで、定期的に協議検討を行っている。	A		

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期
1)教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	41 教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義・演習・実験・実技)を適切に設定しているか。	・大学院要覧 ・シラバス ・修士論文	講義科目の運営は各教員の判断に任せられているが、受講生の人数が各科目少数であることもあり、講義科目においても学生が主体的に参加しながら、講義が進められることが、本研究科では少なくないし、とりわけ、論文作成のための研究指導においては、必然的に学生が主体的に課題に取り組んでいる。また、毎年、学生に期待する学習成果の修得につなげるべく指導が行われている。	A		
	学生の主体的参加を促す授業方法	42 学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。					
		43 カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につなげる教育方法となっているか。					
	研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導(院)	44 指導計画を立案し、計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。	・研究指導計画 ・シラバス	これまでも各教員が研究指導計画をシラバス等に示すことによりしっかりと指導を行ってきたが、共通の研究計画もすでに立案作成済みである。	A		
2)シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	45 シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料	シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。		※1と同様	
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	46 授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。					
3)成績評価と単位認定は適切に行われているか	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	47 シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	・教育課程表	各専攻、課程において、大学設置基準に沿って、各科目の単位数及び授業時間数を設定している。			
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	48 各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。					
		49 各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。					
	既修得単位認定の適切性	50 他大学の大学院の単位認定を、適切な手続きに従って、合計10単位以下で行っているか。	・東洋大学院学則	大学院学則において10単位まで認定できることを定めており、各研究科委員会で審議の上で単位認定を行っている。			
4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	51 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。	・FD推進センター活動報告書	FD推進センター及びFD推進委員会において、組織的な研修、研究を定期的の実施している。また、各研究科のFD活動においても、毎年、「FD推進センター活動報告書」にまとめられている。			
		52 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的の実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。					
	新	教育内容・方法等の改善を図るための、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・ワーキング・グループ議事録 ・委員会議事録	ワーキンググループにおいて、定期的に協議・検討を行い、その検討結果等について、適宜、研究科委員会でも報告を行い、必要に応じて委員会で審議している。	A		

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善策	改善時期
1) 教育目標に沿った成果が上がっているか	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	53 各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	・アンケート集計 ・委員会議事録	毎年度1回在籍生に対するアンケートを任意の時期に実施しているほか、学位授与式当日に修生に対するアンケートも行っている。そのほか、12月に研究科長及び各専攻長が面談を希望する大学院生活全般にわたり意見交換を行っている。	A		
	学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	54 学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、修了時アンケートなどを実施しているか。					
2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	55 修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・大学院要覧	各専攻、課程において、修了要件を「大学院要覧」に明示している。		※1と同様	
	学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策(院・専攻)	56 学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・大学院要覧	ディプロマポリシーを学生に周知している。	A		
		57 ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・大学院要覧 ・審査報告書 ・修士論文 ・博士論文	両者は整合しているし、博士論文の審査は言うまでもなく、修士論文の審査も私法学専攻の委員全員で行っている。	A		
		新 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。	・大学院要覧 ・審査報告書	主指導教員と副指導教員が指導を行った論文について、修士論文については私法学専攻の委員全員で審査を行い、また、博士論文については、予備審査を行ったうえで、本審査においては、論文のテーマに応じて、適宜、学外からも副査を依頼して審査を行い、学位授与を行っている。	A		

(5) 学生の受け入れ

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善策	改善時期
1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※58 アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各専攻、課程において、アドミッション・ポリシーを定めている。	A	※1と同様	
		59 アドミッション・ポリシーは、研究科、各専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	・大学院要覧	私法学専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準を明らかにしているものとなっている。			
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	60 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・ホームページ	ホームページにてアドミッション・ポリシーを公表している。		※1と同様	
2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学選抜を行っているか	学生募集方法、入学選抜方法の適切性	61 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	・「入試要項」	ホームページにて、入試種別別に、募集人員、選考方法を公表している。	A		
		62 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	・大学院要覧	私法学専攻では、アドミッションポリシーに従って適切に入試方式等を設定している。			
	入学選抜において透明性を確保するための措置の適切性	65 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・委員会資料 ・議事録	原則として私法学専攻の委員全員で面接を行うことにより選抜を行っている。	A		
		63 学生募集、入学選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。					
		※64 一般入試、学内推薦入試、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。					
	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性	※66 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50~2.00、博士後期(博士)課程で0.33~2.00の範囲となっているか。	・委員会資料 ・議事録	私法学専攻においては、博士前期課程・博士後期課程ともに定員充足率が低いため、現在対応策を検討している。具体的には来年度より、高度職業人の養成のためのコースを設けることを決定した。	C	ワーキング・グループで検討する。	平成28年度中。
		※67 部局化された大学院研究科や独立大学院(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90~1.25の範囲となっているか。 ※福祉社会デザイン研究科、学際・融合研究科、法務研究科					
定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	68 定員超過または未充足について、原因調査と改善策の立案を行っているか。						
4) 学生募集および入学選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか	なし	69 アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	なし	現時点で検証体制は整備されておらず、検証も行っていない。	C	ワーキング・グループで検討する。	平成28年度中。
		70 学生募集および入学選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	なし	現時点で検証体制は整備されておらず、検証も行っていない。	C	ワーキング・グループで検討する。	平成28年度中。
	新	学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織・権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。					



## (11)その他

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1) 大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	95	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・大学院要覧 ・各修士論文等	「哲学」を科目名に明示する科目はおいていないが、個別実定法に係る各科目において、単に制度の解説等が行われているわけではなく、制度の背景にある「哲学」について、教育・研究が行われていることから、十分に哲学教育を推進していると理解している。	A	改善点はない。	
	国際化	96	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	大学院要覧	何をもち「国際化」といい、法学の教育・研究活動における「国際化」とはどのようなことをいうのか必ずしも明確ではないが、研究科全体として留学生を積極的に受け入れるべく、留学生試験を実施している。外国語による講義を行うことも、ここでの「国際化」の一環であるとするれば、この点については、どのような科目でこれを実施することが有益であるかなど、実施の際の方向性を検討中である。なお、多くの法分野において比較法が重要な意味をもつため、演習科目を中心に外国書の原書講読を行う科目も多い。	B	外国語による講義の実施については、ネイティブの教員による講義の実施を検討している。	平成28年度中。
	キャリア教育	97	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・シラバス ・修士論文 ・博士課程中間報告会開催案内等	私法学専攻で博士後期課程への進学を希望していない学生には、早くより就職を意識して実務に結合する研究を心掛けるよう指導し、また、公務員を目指す学生にもしっかりと内容の特定課題論文を作成するよう指導している。また、2016(平成28)年度から、司法書士、社会保険労務士養成のためのコースを設置し、実務系科目も開講することを決定した。	A	改善の必要はない。	

平成27(2015)年度

## 東洋大学 自己点検・評価

評定の基準は、学科・専攻で定めている目的・目標・方針や「判断基準および判断のポイント」に対する現在の達成度について、

- S: 方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標の達成度が極めて高いことが、根拠資料で証明されている。
- A: おおむね、方針に基づいた活動が行われ、理念・目的、教育目標がほぼ達成されている。
- B: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成がやや不十分である。
- C: 方針に基づいた活動や理念・目的、教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

部門名 : 法学研究科 公法学専攻

(1)理念・目的

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか	理念・目的の明確化	※1 研究科、専攻ごとに、人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を、学則またはこれに準ずる規程等に定めているか。	「研究科委員会規程」	各専攻、課程において、「人材養成に関する目的及び教育研究上の目的」を、「研究科委員会規程」に適切に定めている。			
		2 研究科、各専攻の目的は、高等教育機関として大学が追求すべき目的(教育基本法、学校教育法参照)と整合しているか。					
		3 研究科、各専攻の目的は、建学の精神や大学の理念との関係性や、目指すべき方向性、達成すべき成果などを明らかにしているか。					
	実績や資源からみた理念・目的の適切性	4 研究科、各専攻の目的は、これまでの実績や現在の人的・物的・資金的資源からみて、適切なものとなっているか。					
	個性化への対応	5 研究科、各専攻の目的の中に、当該研究科、専攻の個性・特色を打ち出しているか。					
2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか	構成員に対する周知方法と有効性	6 教職員・学生が、研究科、各専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	「大学院要覧」 ・ホームページ	各専攻、課程において、「人材養成に関する目的及び教育研究上の目的」を、「大学院要覧」及びホームページにて公表している。			
		7 研究科、各専攻の目的の周知方法の有効性について、構成員の意識調査等による定期的な検証や、検証結果を踏まえた改善を行っているか。					
	社会への公表方法	8 受験生を含む社会一般が、研究科、専攻の目的を、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか		9 研究科、各専攻の目的の適切性を、定期的に検証しているか。	WG議事録 ・委員会議事録	研究科長及び研究科長に指名された研究科委員により構成されるワーキンググループ(以下、「ワーキンググループ」という。)において、公法専攻については、租税法科目増設等を中心として、休講科目の見直し等についても検討を行っている。また、ワーキンググループでの議論についてはある程度議論がまとまった段階で、研究科委員会に報告を行った後、適宜必要に応じて研究科委員会が審議を行っている。	A		
	新	理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織・権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。					

※1.当該項目については、平成23～25年度の自己点検・評価及び平成26年度の認証評価の結果から、大学全体及び各研究科・専攻の現状には大きな問題がないと判断したため、第3期認証評価の評価項目の決定までは、毎年の自己点検・評価は実施しないこととした(平成27年7月10日、自己点検・評価活動推進委員会承認)。

(3)教員・教員組織

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善策	改善時期
1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか	教員に求める能力・資質等の明確化	14 教員の採用・昇格に関する審査基準を明確にしているか。	「大学院教員資格審査規程」	全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。	※1と同様		
	教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	15 組織的な教育を実施するために、教員間の連携体制が取られているか。	なし	研究科内に各種委員会を設置して、組織的な連携体制と、責任の所在を明確にしている。			
	教員構成の明確化	16 教員組織の編制方針を明確に定めているか。	なし	現時点で編成方針について検討できていない。	C		
2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか	編制方針に沿った教員組織の整備	※17 大学院設置基準に定められている研究指導教員および研究指導補助教員数を充足しているか。	・公法学専攻設置申請書 ・大学院設置基準 ・大学院要覧	退職教員の補充として学部の専任教員を公法学専攻の委員とするなど設置基準の充足を図っている。公法学専攻に所属の委員はすべて教授である。ただし、教員組織の編成方針についてはまだ検討していない。	B	ワーキンググループにおいて、教員編成方針について検討する。	平成28年度
		※18 研究指導教員の2/3は教授となっているか。【研究科、専攻】					
		19 教員組織の編成方針に則って教員組織が編制されているか。					
	授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備	20 専任・非常勤を問わず、教員の科目担当について、教育研究業績に基づいて担当の可否を判断しているか。	なし	専任・非常勤を問わず、研究科委員会の審議の際には、担当予定科目を明示した上で担当予定科目に関連する教歴、研究業績を基に審査することを前提としている。	※1と同様		
	研究科担当教員の資格の明確化と適正配置(院・専院)	21 研究科の科目担当および研究指導担当の資格が明確化されているか。	「大学院教員資格審査規程」	全学の「大学院教員資格審査規程」を定めるとともに、各研究科で、内規等を定めて基準を明確にしている。			
3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか	教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化	22 教員の採用・昇格に関する手続きを明確にしているか。	なし	原則は基礎となる学部所属となるため、採用・昇格に関しては、研究科独自では実施していない。			
	規程等に促った適切な教員人事	23 教員の採用・昇格に際し、規程等に定めたルールが適切に守られているか。					
4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか	ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性	24 研究、社会貢献、管理業務に関して、教員の資質向上に向けた取り組みをしているか。	・新任教員事前研修資料 ・学外FD関連研修会案内 ・海外・国内特別研究員規程、件数 ・教員活動評価資料	新任教員に対する研修会の実施や、専任教員の学外研修会への参加支援、また海外・国内の特別研究制度により、教員の資質の向上を図るとともに、「教員活動評価」制度の導入を進めており、平成27年度については2回目のトライアル実施を行う予定である。			
	教員の教育研究活動等の評価の実施	25 教員の教育研究活動等の評価を、教育、研究、社会貢献、管理業務などの多様性を踏まえて実施しているか。					
		新 教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	なし	現時点で、教員組織の編成方針について検討していない。	C	ワーキンググループにおいて、教員編成方針について検討する。	平成28年度

#### (4)教育内容・方法・成果

「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方針	改善時期
1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか	学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程の教育目標の明示	26 教育目標を明示しているか。	・「研究科委員会規程」	各専攻、課程において、「人材養成に関する目的及び教育研究上の目的」を、「研究科委員会規程」に適切に定めている。	/	※1と同様	
	教育目標と学位授与方針との整合性	※27 ディプロマ・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各専攻、課程において、ディプロマ・ポリシーを定めている。			
		28 教育目標とディプロマ・ポリシーは整合しているか。	・大学院要覧・シラバス・ディプロマポリシー	両者は整合しているし、ディプロマポリシーに修得すべき学習目標は明示されている。			
		修得すべき学習成果の明示	29 ディプロマ・ポリシーには、修得すべき学習成果が明示されているか。				
2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか	教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示	※30 カリキュラム・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各専攻、課程において、カリキュラム・ポリシーを定めている。	/	※1と同様	
		31 カリキュラム・ポリシーは、教育目標やディプロマ・ポリシーと整合しているか。	・大学院要覧	両者は整合しているし、ディプロマポリシーに修得すべき学習目標は明示されている。科目区分、選択・必修の別、単位数の設定も行われている。			
	科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	32 カリキュラム・ポリシーに基づき、科目区分、必修・選択の別、単位数の設定が行われているか。					
3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか	周知方法及び有効性	33 教職員・学生が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしておき、かつ、その周知方法が有効であるか。	・「大学院要覧」 ・ホームページ	「大学院要覧」及びホームページにて公表している。	/	※1と同様	
	社会への公表方法	34 受験生を含む社会一般が、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。					
4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか	新	35 教育目的、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの適切性を、定期的に検証しているか。	・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録	公法学専攻の問題に限定せずに研究科全体の問題として、ワーキンググループで、適宜問題点の検証を行っている。また、ワーキンググループでの検討内容については、適宜、研究科委員会において報告が行われ、さらに必要に応じて委員会で審議を行っており、その意味で、責任主体を明確にしたうえで、検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげている。	A		
		教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織・権限・手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。					

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期
1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか	必要な授業科目の開設状況	36 教育課程上、主要な授業科目はすべて開講しているか。	・大学院要覧 ・時間割	主要な授業科目は開講されているし、休講継続科目の廃止の如何等についても毎年検討している。また、指導場所、時間等が明示された上で、講義科目及び研究指導が適正に配置されている。	A		
	順次性のある授業科目の体系的配置	37 教育課程は、授業科目の順次性に配慮して、各年次に体系的に配置されているか。					
	コースワークとリサーチワークのバランス(院)	39 講義科目および研究指導が、教育課程の中に適正に位置づけられ、指導場所、時間等が明らかにされているか。					
		38 カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につながる教育課程となっているか。					
2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか	専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	40 専門分野の高度化に対応した教育内容を提供しているか。	・大学院要覧 ・時間割 ・シラバス	公法学専攻の中心的教育分野の一つである租税法においては、客員教授1名を採用して学生の期待に添うべく教育指導を行っている。むしろ、この分野における教員と他の分野における教員との負担の平準化の実現と、この分野における指導の充実の実現のための教員等の補充について検討中である。	B	客員教授1名も追加補充について学長室等と検討中である。	平成28年中。
	新	教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	ワーキンググループ議事録	ワーキンググループで、定期的に協議検討を行っている。	A		

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方針	改善時期
1) 教育方法および学習指導は適切か	教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用	41 教育目標を達成するために、各授業科目において、授業形態(講義・演習・実験・実技)を適切に設定しているか。	・大学院要覧 ・シラバス・修士論文	講義科目の運営は各教員の判断に任せられているが、受講生の人数が各科目少数であることもあり、講義科目においても学生が主体的に参加しながら、講義が進められることが、本研究科では少なくないし、とりわけ、論文作成のための研究指導においては、必然的に学生が主体的に課題に取り組んでいる。また、毎年、学生に期待する学習成果の修得につなげるべく指導が行われている。	A		
	学生の主体的参加を促す授業方法	42 学生の主体的参加を促すための配慮(学生数、授業方法の工夫、施設・設備の利用など)を行っているか。					
		43 カリキュラム・ポリシーに従い、学生に期待する学習成果の修得につなげる教育方法となっているか。					
	研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導(院)	44 指導計画を立案し、計画に基づき、研究指導、学位論文作成指導を行っているか。	・研究指導計画 ・シラバス	これまで各教員が研究指導計画をシラバス等に示すことにより、しっかりと指導を行ってきたが、共通の研究計画もすでに立案作成済みである。	A		
2) シラバスに基づいて授業が展開されているか	シラバスの作成と内容の充実	45 シラバスに、講義の目的・内容、到達目標(学習成果)、講義スケジュール(各回の授業内容)を、具体的に記載しているか。	・シラバスの作成依頼 ・シラバスの点検資料	シラバスについては、毎年、学長及び教務部長の連名においてシラバス作成の際の必須事項、留意事項を明示するとともに、各学部によるシラバス点検を実施し、必須事項の明示や内容の充実に向けて取り組んでいる。		※1と同様	
	授業内容・方法とシラバスとの整合性	46 授業内容・授業方法がシラバスに則って行われているか。					
3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか	厳格な成績評価(評価方法・評価基準の明示)	47 シラバスの「成績評価の方法・基準」に、複数の方法により評価する場合にはその割合や、成績評価基準を明示しているか。	・教育課程表	各専攻、課程において、大学設置基準に沿って、各科目の単位数及び授業時間数を設定している。			
	単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性	48 各授業科目の単位数は、大学設置基準に沿って設定されているか。					
		49 各授業科目の授業時間数は、大学設置基準に沿って設定されているか。					
	既修得単位認定の適切性	50 他大学の大学院の単位認定を、適切な手続きに従って、合計10単位以下で行っているか。	・東洋大学院学則	大学院学則において10単位まで認定できることを定めており、各研究科委員会で審議の上で単位認定を行っている。			
4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか	授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	51 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けているか。	・FD推進センター活動報告書	FD推進センター及びFD推進委員会において、組織的な研修、研究を定期的の実施している。また、各研究科のFD活動においても、毎年、「FD推進センター活動報告書」にまとめられている。			
		52 教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした研修・研究が定期的の実施されており、かつ、研修・研究の成果が具体的に明らかになっているか。					
	新	教育内容・方法等の改善を図るための、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	・ワーキンググループ議事録 ・委員会議事録	ワーキンググループにおいて、定期的に協議・検討を行い、その検討結果等について、適宜、研究科委員会でも報告を行い、必要に応じて委員会で審議している。	A		

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善策	改善時期
1)教育目標に沿った成果が上がっているか	学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用	53 各科目における学生の学習効果を測定するための評価指標を開発・運用し、教育内容・方法等の改善に努めているか。	・アンケート集計 ・委員会議事録	毎年度1回在籍生に対するアンケートを任意の時期に実施しているほか、学位授与式当日に修生に対するアンケートも行っている。そのほか、12月に研究科長及び各専攻長が面談を希望する大学院生活全般にわたり意見交換を行っている。	A		
	学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	54 学生の自己評価や、研究科、専攻の教育効果や就職先の評価、修了時アンケートなどを実施しているか。					
2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか	学位授与基準、学位授与手続きの適切性	55 修了要件を明確にし、あらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・大学院要覧	各専攻、課程において、修了要件を「大学院要覧」に明示している。		※1と同様	
	学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策(院・専攻)	56 学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を明らかにし、これをあらかじめ学生が知りうる状態にしているか。	・大学院要覧	ディプロマポリシーを学生に周知している。	A		
		57 ディプロマ・ポリシーと修了要件が整合しており、ディプロマ・ポリシーに則って学位授与を行っているか。	・大学院要覧 ・審査報告書 ・修士論文 ・博士論文	両者は整合しているし、博士論文の審査は言うまでもなく、修士論文の審査も公法学専攻の委員全員で行っている。また、税理士試験の科目免除を目指す学生の論文については、審査報告書に「免除申請に値する」水準の論文であるか否かを明示することとしている。	A		
	新	学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。	・大学院要覧 ・審査報告書	主指導教員と副指導教員が指導を行った論文について、修士論文については公法学専攻の委員全員で審査を行い、また、博士論文については、予備審査を行ったうえで、本審査においては、論文のテーマに応じて、適宜、学外からも副査を依頼して審査を行い、学位授与を行っている。	A		



(5) 学生の受け入れ

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点	判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評価	改善方策	改善時期	
1) 学生の受け入れ方針を明示しているか	求める学生像の明示	※58 アドミッション・ポリシーを設定しているか。	・ホームページ	各専攻、課程において、アドミッション・ポリシーを定めている。	A	※1と同様		
		59 アドミッション・ポリシーは、研究科、各専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準等を明らかにしているか。	・大学院要覧	公法学専攻の目的、教育目標を踏まえ、修得しておくべき知識の内容、水準を明らかにしているものとなっている。				
	当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示	60 受験生を含む社会一般が、アドミッション・ポリシーを、公的な刊行物、ホームページ等によって知りうる状態にしているか。	・ホームページ			※1と同様		
2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか	学生募集方法、入学者選抜方法の適切性	61 受験生に、入試方式別に、募集人員、選考方法を明示しているか。	・「入試要項」	ホームページにて、入試種別別に、募集人員、選考方法を公表している。	A			
		62 一般入試、推薦入試、AO入試等、各入試方式の趣旨に適した学生募集や、試験科目や選考方法の設定をしているか。	・大学院要覧	アドミッションポリシーに従って入試方式等を設定し、公法学専攻の受験者の大半を占める租税法の学生については、租税法での受験を要件として課している。				
	入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性	65 アドミッション・ポリシーに従って、入試方式や募集人員、選考方法を設定しているか。	・出向依頼		原則として公法学専攻の委員全員で面接を行うことにより選抜を行っている。	A		
		63 学生募集、入学者選抜を適切に行うために必要な体制を整備しているか。						
	収容定員に対する在籍学生数比率の適切性	※64 一般入試、学内推薦入試、募集定員の2倍以上の学生が入学していないか。	・委員会資料 ・議事録		公法学専攻において、博士前期課程の在籍者数は、毎年度ほぼ定員を充足しており、年度により定員を超過することもあるが適正比率を超えることはない。博士後期課程については定員充足率が低い。博士後期課程修了者等の就職の問題とも関連しており、検討課題とすることとしている。	B	ワーキンググループで検討する。	平成28年度中。
		※66 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、博士前期(修士)課程で0.50~2.00、博士後期(博士)課程で0.33~2.00の範囲となっているか。						
定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応	※67 ※68 部局化された大学院研究科や独立大学院(※)における、収容定員に対する在籍学生数比率が、0.90~1.25の範囲となっているか。 ※福祉社会デザイン研究科、学際・融合研究科、法務研究科							
4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか	69	アドミッション・ポリシーの適切性を、恒常的に検証しているか。	・なし	現時点で検証体制は整備されておらず、検証も行っていない。	C	ワーキング・グループで検討する。	平成28年度中。	
		70 学生募集および入学者選抜の適切性を定期的に検証する組織を常設して、定期的にその適切性と公平性についての検証を行っているか。	・なし			C	ワーキング・グループで検討する。	平成28年度。
	新	学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。				C	ワーキング・グループで検討する。	平成28年度。

(11)その他

★ 平成26年度 認証評価において指摘(努力課題)とされた事項

評価項目	評価の視点		判断基準および判断のポイント	根拠資料名	現状説明	評定	改善方策	改善時期
1)大学が推進している3つの柱を基盤とした教育・研究活動を行っているか。	哲学教育	95	教育・研究活動の中で哲学教育を推進しているか。	・大学院要覧 ・各修士論文等	「哲学」を科目名に明示する科目はおいていないが、個別実定法に係る各科目において、単に制度の解説等が行われているわけではなく、制度の背景にある「哲学」について、教育・研究が行われていることから、十分に哲学教育を推進していると理解している。	A	改善点はない。	
	国際化	96	教育・研究活動の中で国際化を推進しているか。	・大学院要覧	何をもち「国際化」といい、法学の教育・研究活動における「国際化」とはどのようなことをいうのか必ずしも明確ではないが、研究科全体として留学生を積極的に受け入れるべく、留学生試験を実施している。外国語による講義を行うことも、ここでの「国際化」の一環であるとすれば、この点については、どのような科目でこれを実施することが有益であるかなど、実施の際の方向性を検討中である。なお、多くの法分野において比較法が重要な意味をもつため、演習科目を中心に外国書の原書講読を行う科目も多い。	B	外国語による講義の実施については、ネイティブの教員による講義の実施を検討している。	平成28年度
	キャリア教育	97	教育・研究活動の中でキャリア教育を推進しているか。	・シラバス ・修士論文 ・博士課程中間報告会開催案内など	公法学専攻の定員の大部分を構成するのは、税理士を目指す学生であり、これらの学生に対して、如何に研究能力を備えた税理士となるかということに明確に意識させるべく教育を行っている。また、公務員を目指す学生にもしっかりと内容の特定課題論文を作成するよう指導している。	A	改善の必要はない。	